

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 3 月16日
【計算期間】	第 9 期（自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日）
【ファンド名】	中国株利回りファンド2002 - 12
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	隠地 保夫
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0735
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、中国の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

上記の取引所は、上海、深センおよび香港とします。ただし、その他の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。

ロ 当ファンドの募集上限額は300億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年 1 回	目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 (資産複合)
	内外	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般株 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般債 公社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	あり
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	なし
その他資産 ()		アフリカ	
		中近東(中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成14年12月27日 信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

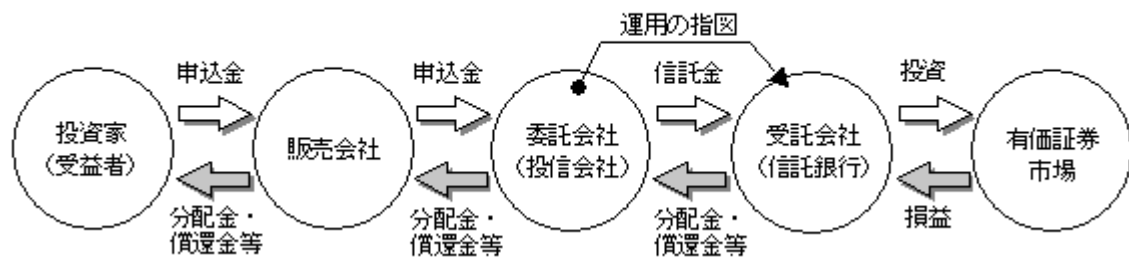
（ロ）受託会社 「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成24年1月31日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友
海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三
井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(平成24年 1 月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区域見一丁目 4 番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号	882	5.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、中国の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として中国の取引所に上場している株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
- （ロ）上記の取引所は、上海、深センおよび香港とします。ただし、その他の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。
- （ハ）組入候補銘柄の選定にあたっては、財務内容等を考慮し、好配当利回りの株式を中心に銘柄を厳選します。
- （ニ）株式の組入比率は、当初設定後約１年間のクローズド期間の間は、原則として高位とします。その後は、ファンドの資金動向、市況動向等により弾力的に対応します。また、先物取引等を利用して実質的な組入比率を変動させることがあります。
- （ホ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- （ヘ）ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

<当ファンドのねらい>

：当ファンドは、中国の上場株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資します。

：銘柄の選択基準～「好配当利回り」が主要条件となります。

：組入後の対応

- a：保持 好配当利回りを維持あるいは配当を増額をする企業は買い持ちを継続します。
- b：売却
 - １）大幅減配（配当利回り大幅低下）が予想される企業は売却します。
 - ２）株価の上昇でキャピタルゲインの水準が、当ファンドの信託期間の配当手取り（予想）水準を上回る場合は、売却対応を行う場合があります。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価

証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】**イ 運用体制**

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

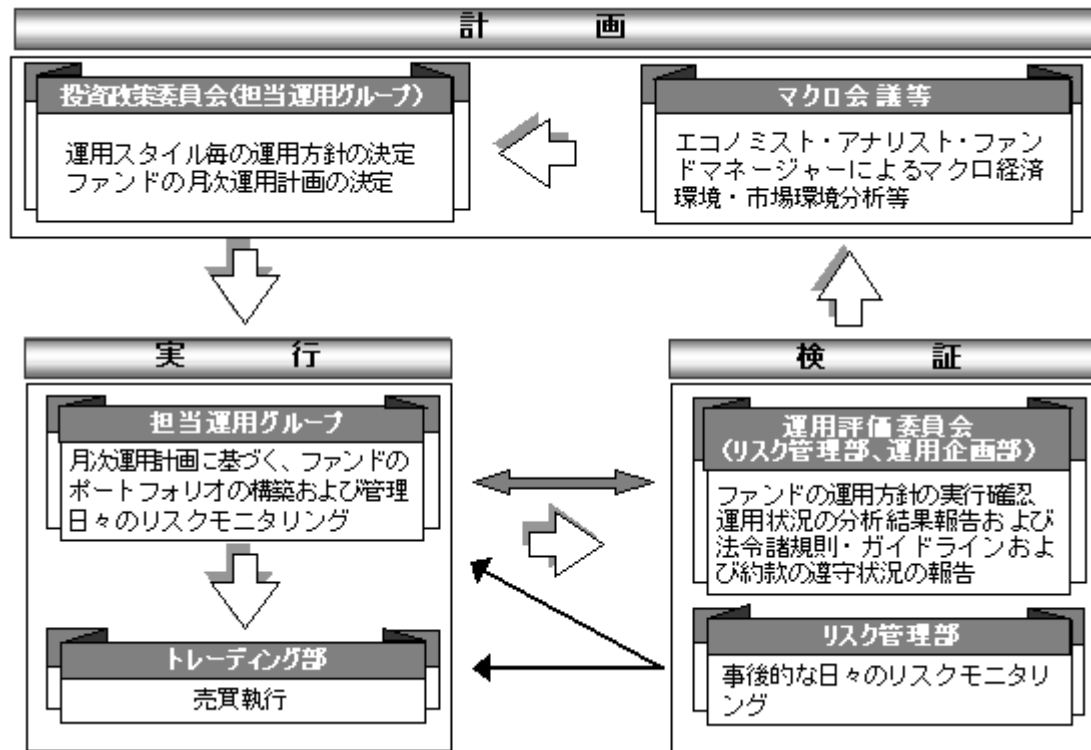
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は7名程度、運用企画部は10名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（12月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

イ 分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ 分配金額は、配当等収益を中心に委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ 留保益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

イ 株式への投資割合には、制限を設けません。

ロ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ハ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

ニ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ホ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

ヘ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ、ニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- へ 有価証券の貸付けの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売りつけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）公社債の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ル 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限**イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）**

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に中国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく

不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

平成14年12月２日から平成14年12月26日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その募集時の申込手数料は、１口当たり上限210円（税抜き200円）でした。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、受益権の１口当たりの発行価格１万円に含まれています。なお、当ファンドの申込手数料については、「償還乗換優遇措置」の適用がありました。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

イ 信託報酬

- （イ）純資産総額に年1.575%（税抜き1.50%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上し、各計算期末（信託終了の場合を含みます。）に当該日の受益権口数に対応する金額を、信託契約の一部解約のときに、当該一部解約にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとします。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、各計算期末における信託報酬については、当該計算期末において、収益分配前の純資産総額の元本超過額が、配当等収益から諸経費、下限信託報酬（純資産総額に年0.42%（税抜き0.4%）の率を乗じて計算された額をいいます。）を控除した額に満たない場合は、当該満たない額を上記（イ）の信託報酬から取り崩した残額（ただし、下限信託報酬を下限とします。）とします。
- （ハ）信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

	委託会社	販売会社	受託会社
上限	年0.630% （0.6%）	年0.840% （0.8%）	年0.105% （0.1%）
下限	年0.315% （0.3%）	年0% （0%）	年0.105% （0.1%）

（ ）内は税抜き。

上限と下限の間の場合の配分は、下限を上回る額を委託会社、販売会社で３：８の比率で分け、それぞれ下限額に加算するものとします。

ロ 成功報酬

- （イ）各計算期間末における基準価額（ただし、収益分配金控除前かつ成功報酬控除前の価額とします。）が11,000円を上回っているときは、当該基準価額が11,000円を超える額の10.5%（税抜き10%）が成功報酬として信託財産より徴収されます。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、平成20年以降の各計算期間末（償還日を除きます。）における基準価額（ただし、収益分配金控除前かつ成功報酬控除前の価額とします。）が11,000円または当該計算期間末より前の各計算期間末における最も高い基準価額のいずれか高い額を上回っているときは、当該超過額の10.5%（税抜き10%）が成功報酬として信託財産より徴収されます。

（ハ）上記（イ）および（ロ）の成功報酬は各計算期間の末日に、信託財産中から支弁するものとし、委託会社と販売会社で折半されます。

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託会社の負担とし、信託財産からは支弁されません。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

（ロ）一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

ロ 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年１月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年 1 月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	香港	477,970,757	62.95
	中国	235,669,327	31.04
	小 計	713,640,084	94.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,591,121	6.00
合計(純資産総額)		759,231,205	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成24年 1 月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	株式	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H 〔エネルギー〕	1,588,000	13.88 22,054,938	90.91 144,373,814	19.02
中国	株式	PETROCHINA CO LTD 〔エネルギー〕	1,238,000	15.36 19,023,108	110.32 136,576,160	17.99
香港	株式	CHINA MOBILE LTD 〔電気通信サービス〕	104,000	356.27 37,052,548	763.37 79,391,000	10.46
香港	株式	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H 〔運輸〕	726,000	25.21 18,306,816	76.04 55,206,492	7.27
香港	株式	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	812,000	30.33 24,634,456	52.79 42,870,352	5.65
香港	株式	GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H 〔運輸〕	1,500,000	13.39 20,094,000	27.58 41,370,000	5.45

中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 〔銀行〕	654,000	63.20 41,339,120	59.98 39,231,171	5.17
香港	株式	ANHUI EXPRESSWAY CO LTD-H 〔運輸〕	778,000	18.12 14,100,472	46.59 36,247,409	4.77
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA 〔銀行〕	596,000	37.82 22,543,104	53.38 31,818,652	4.19
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD 〔銀行〕	149,000	80.77 12,034,730	200.44 29,866,677	3.93
中国	株式	BANK OF CHINA LTD 〔銀行〕	868,000	39.99 34,712,188	32.30 28,043,344	3.69
香港	株式	SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	718,000	16.54 11,881,464	31.61 22,702,083	2.99
香港	株式	SICHUAN EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	450,000	41.27 18,572,175	32.89 14,804,550	1.95
香港	株式	MTR CORPORATION 〔運輸〕	44,000	290.55 12,784,581	253.14 11,138,380	1.47

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別・業種別の投資比率

平成24年 1 月31日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	37.00	株式（外国）	電気通信サービス	10.46
	運輸	29.55	合計		94.00
	銀行	16.99			

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1口当たりの 純資産額(円)
第1期（平成15年12月22日）（分配落）	4,703,943,106	15,456
第1期（平成15年12月22日）（分配付）	4,849,721,008	15,935
第2期（平成16年12月20日）（分配落）	3,719,166,684	15,165
第2期（平成16年12月20日）（分配付）	3,865,329,724	15,761
第3期（平成17年12月20日）（分配落）	3,689,825,175	16,870
第3期（平成17年12月20日）（分配付）	3,847,741,015	17,592
第4期（平成18年12月20日）（分配落）	4,981,012,098	24,057
第4期（平成18年12月20日）（分配付）	5,141,271,120	24,831
第5期（平成19年12月20日）（分配落）	6,159,908,111	32,349
第5期（平成19年12月20日）（分配付）	6,310,719,167	33,141
第6期（平成20年12月22日）（分配落）	1,658,317,827	11,968
第6期（平成20年12月22日）（分配付）	1,765,794,934	12,744
第7期（平成21年12月21日）（分配落）	1,674,969,569	14,716
第7期（平成21年12月21日）（分配付）	1,722,721,030	15,136

第 8 期（平成22年12月20日）（分配落）	1,382,930,629	14,435
第 8 期（平成22年12月20日）（分配付）	1,428,628,183	14,912
第 9 期（平成23年12月20日）（分配落）	707,817,690	11,162
第 9 期（平成23年12月20日）（分配付）	740,603,762	11,679
平成23年 1 月末日	1,351,236,195	14,787
平成23年 2 月末日	1,272,867,553	14,152
平成23年 3 月末日	1,296,865,323	15,025
平成23年 4 月末日	1,281,572,043	15,027
平成23年 5 月末日	1,210,451,444	14,414
平成23年 6 月末日	1,149,213,507	13,954
平成23年 7 月末日	1,062,657,042	13,239
平成23年 8 月末日	909,344,754	11,910
平成23年 9 月末日	808,495,291	11,136
平成23年10月末日	871,070,223	12,358
平成23年11月末日	791,033,022	11,824
平成23年12月末日	721,967,766	11,460
平成24年 1 月末日	759,231,205	12,329

【分配の推移】

計算期間	1 口当たり分配金（円）
第 1 期（平成14年12月27日～平成15年12月22日）	479
第 2 期（平成15年12月23日～平成16年12月20日）	596
第 3 期（平成16年12月21日～平成17年12月20日）	722
第 4 期（平成17年12月21日～平成18年12月20日）	774
第 5 期（平成18年12月21日～平成19年12月20日）	792
第 6 期（平成19年12月21日～平成20年12月22日）	785
第 7 期（平成20年12月23日～平成21年12月21日）	451
第 8 期（平成21年12月22日～平成22年12月20日）	477
第 9 期（平成22年12月21日～平成23年12月20日）	517

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第１期	59.4
第２期	2.0
第３期	16.0
第４期	47.2
第５期	37.8
第６期	60.6
第７期	26.5
第８期	1.3
第９期	19.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	304,338	0
第２期	0	59,098
第３期	0	26,520
第４期	0	11,667
第５期	0	16,635
第６期	0	51,858
第７期	0	24,743
第８期	0	18,015
第９期	0	32,386

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成14年12月2日から平成14年12月26日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

・ 申込価額	1口当たり1万円
・ 申込手数料	1口当たり上限210円（税抜き200円） 申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込価額に含まれています。 償還乗換優遇措置の適用がありました。
・ 申込単位	1口単位
・ 申込取扱場所	販売会社

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、中国の取引所が休業日の場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社買い取るよう請求することができます（ただし、販売会社によっては、買取請求の受け付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。）。

ただし、中国の取引所の休業日の場合には、買取請求の受け付けは行いません。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成14年12月27日から平成24年12月20日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1または3万口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用

しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a．分配金額は、配当等収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（二）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1

年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期（平成21年12月22日から平成22年12月20日まで）および第9期（平成22年12月21日から平成23年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【中国株利回りファンド2002 - 12】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (平成22年12月20日現在)	第 9 期 (平成23年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	832,627	115,847
コール・ローン	105,377,125	78,921,840
株式	1,330,871,960	657,427,784
派生商品評価勘定	-	4,748
未収入金	13,863,166	23,809,825
未収利息	144	108
流動資産合計	1,450,945,022	760,280,152
資産合計	1,450,945,022	760,280,152
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	35,908	-
未払収益分配金	45,697,554	32,786,072
未払解約金	300,200	6,137,565
未払受託者報酬	1,465,433	902,644
未払委託者報酬	20,515,298	12,636,181
流動負債合計	68,014,393	52,462,462
負債合計	68,014,393	52,462,462
純資産の部		
元本等		
元本	958,020,000	634,160,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	424,910,629	73,657,690
元本等合計	1,382,930,629	707,817,690
純資産合計	1,382,930,629	707,817,690
負債純資産合計	1,450,945,022	760,280,152

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日	第 9 期 自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日
営業収益		
受取配当金	50,503,490	42,240,905
受取利息	24,379	25,749
有価証券売買等損益	29,770,715	214,353,097
為替差損益	35,815,416	30,521,395
営業収益合計	44,483,168	202,607,838
営業費用		
受託者報酬	1,617,749	1,159,676
委託者報酬	22,648,304	16,235,339
その他費用	1,194,207	1,132,454
営業費用合計	25,460,260	18,527,469
営業利益又は営業損失（ ）	19,022,908	221,135,307
経常利益又は経常損失（ ）	19,022,908	221,135,307
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,022,908	221,135,307
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	536,799,569	424,910,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,214,294	97,331,560
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,214,294	97,331,560
分配金	45,697,554	32,786,072
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	424,910,629	73,657,690

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 8 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日	第 9 期 自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成21年12月22日から平成22年12月20日までとなっております。	外貨建資産等の会計処理 同 左 -----

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 8 期 (平成22年12月20日現在)	第 9 期 (平成23年12月20日現在)
１．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 95,802口	当計算期間の末日における受益権の総数 63,416口
２．１単位当たり純資産額	14,435円	11,162円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 8 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日	第 9 期 自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日
1.委託者報酬	委託者報酬は、純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た金額を日々計上しております。なお、約款第45条第2項の規定により、毎計算期間末において、元本超過額が、配当等収益から諸費用、受託者報酬（年10,000分の10）、委託者報酬下限額（年10,000分の30）とそれらの消費税等相当額を差引いた金額に満たない場合、原則として、その額まで下限額を限度として委託者報酬を取り崩します。	同 左
2.分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額が470,608,183円であり、費用控除後の配当等収益25,067,609円を超過しているため、純資産額の元本超過額470,608,183円（1口当たり4,912.30円）を分配対象収益として、うち45,697,554円（1口当たり477円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額が106,443,762円であり、費用控除後の配当等収益23,739,185円を超過しているため、純資産額の元本超過額106,443,762円（1口当たり1,678.50円）を分配対象収益として、うち32,786,072円（1口当たり517円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	第 8 期 自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日	第 9 期 自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日
	（追加情報） 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。	（1）金融商品の内容 1）有価証券 同 左

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	2) デリバティブ取引 同 左 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左
--	---	--

3 . 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

・ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 8 期 （平成22年12月20日現在）	第 9 期 （平成23年12月20日現在）
-----	--------------------------	--------------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券（株式） 同 左 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第8期（自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	197,615,674円
合 計	197,615,674円

第9期（自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	496,813,750円
合 計	496,813,750円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 8 期（平成22年12月20日現在）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引 売 建 香港ドル	13,827,257	-	13,863,165	35,908
	売建 合計	13,827,257	-	13,863,165	35,908

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

- 1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- 2．計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第9期（平成23年12月20日現在）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	香港ドル	23,790,835	-	23,786,087	4,748
	売建 合計	23,790,835	-	23,786,087	4,748

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

- 1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2．計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成21年12月22日 至 平成22年12月20日）

該当事項はありません。

第 9 期（自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第 8 期 （平成22年12月20日現在）	第 9 期 （平成23年12月20日現在）
設定年月日	平成14年12月27日	平成14年12月27日
設定元本額	3,043,380,000円	3,043,380,000円
期首元本額	1,138,170,000円	958,020,000円
元本残存率	31.4%	20.8%

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
香港ドル				
CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	1,632,000	7.98	13,023,360.00	
PETROCHINA CO LTD	1,310,000	8.99	11,776,900.00	
ANHUI EXPRESSWAY CO LTD-H	778,000	4.08	3,174,240.00	
GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H	1,500,000	2.70	4,050,000.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	726,000	6.85	4,973,100.00	
MTR CORPORATION	44,000	24.50	1,078,000.00	
SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H	948,000	3.34	3,166,320.00	
SICHUAN EXPRESSWAY CO-H	450,000	3.00	1,350,000.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	812,000	4.76	3,865,120.00	
BANK OF CHINA LTD	868,000	2.81	2,439,080.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	149,000	18.34	2,732,660.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	654,000	5.44	3,557,760.00	
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	596,000	4.60	2,741,600.00	
CHINA MOBILE LTD	104,000	73.25	7,618,000.00	
香港ドル 小計	10,571,000		65,546,140.00	
（邦貨換算額）			(657,427,784)	（単位：円）
合 計	10,571,000		657,427,784	単位：円
（外貨建有価証券邦貨換算額合計）			(657,427,784)	（単位：円）

（注）

- 1．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
- 2．香港ドル表示の株式については、14銘柄、信託財産純資産総額に対する比率92.9%、合計に対する比率100.0%です。

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記）」に同様の内容が記載されているため、省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成24年 1 月31日現在
資産総額	760,550,852 円
負債総額	1,319,647 円
純資産総額(-)	759,231,205 円
発行済口数	61,579 口
1 口当たり純資産額(/)	12,329 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b．上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c．上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ヘ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の

法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成24年 1 月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近 5 年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は 7 名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

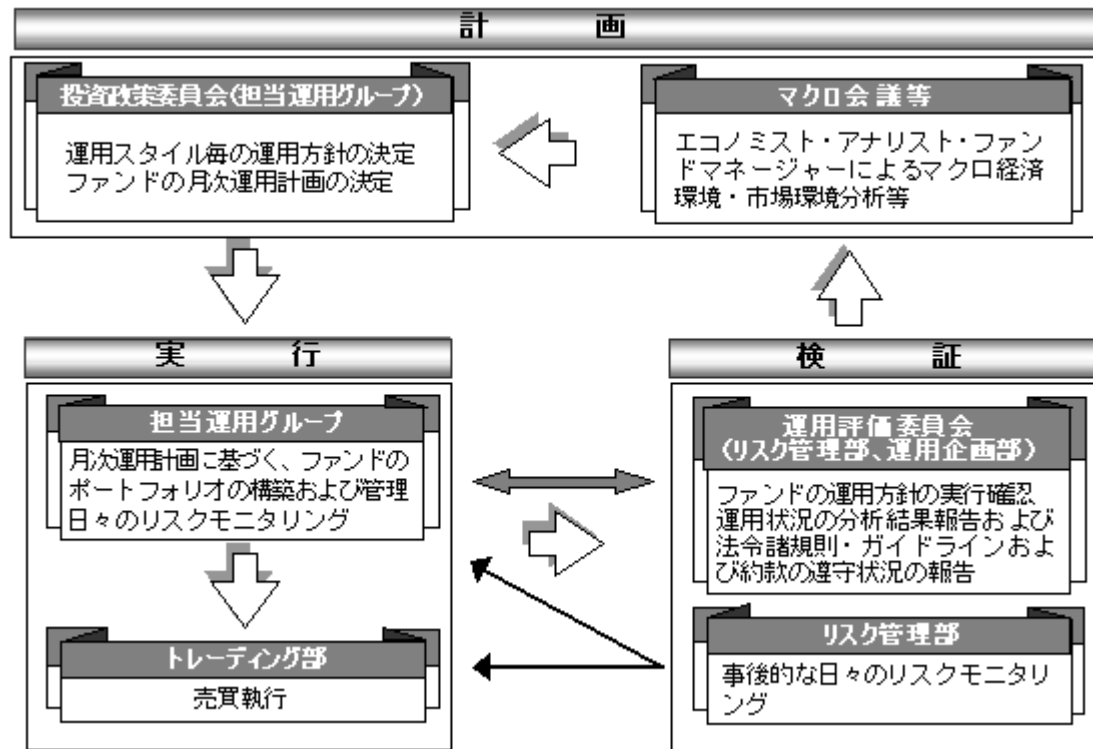
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を 1 名選定し、必要に応じて取締役会長 1 名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年1月31日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	42 (2)	54,123 (5,170)
	追加型	303 (132)	4,485,907 (2,950,917)
	計	345 (134)	4,540,030 (2,956,087)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		345 (134)	4,540,030 (2,956,087)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第 25 期 (平成22年 3 月31日現在)	第 26 期 (平成23年 3 月31日現在)
(資 産 の 部)		
流動資産		
現金及び預金	2 15,484,883	17,127,600
有価証券	2,999,185	3,999,722
前払費用	248,594	264,910
未収入金	6,524	607,623
未収委託者報酬	3,405,895	3,712,698
未収運用受託報酬	456,672	326,523
未収投資助言報酬	2 426,716	412,606
未収収益	7,020	27,051
繰延税金資産	244,770	241,975
その他の流動資産	1,392	1,299
流動資産計	23,281,654	26,722,012
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	173,574	148,698
器具備品	150,631	232,209
有形固定資産合計	324,206	380,907
無形固定資産	1	
電話加入権	150	138
商標権	6,160	4,216
無形固定資産合計	6,310	4,354
投資その他の資産		
投資有価証券	6,923,150	4,980,828
関係会社株式	236,178	234,921
長期差入保証金	681,764	681,432
長期前払費用	7,822	10,561

会員権	20,113	20,113
繰延税金資産	524,820	606,449
投資その他の資産合計	8,393,850	6,534,307
固定資産計	8,724,367	6,919,569
資産合計	32,006,022	33,641,581

（単位：千円）

	第 25 期 (平成22年 3 月31日現在)	第 26 期 (平成23年 3 月31日現在)
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金	46,362	47,190
未払金		
未払収益分配金	943	681
未払償還金	18,453	21,638
未払手数料	2 1,523,402	1,971,626
その他未払金	71,728	64,551
未払費用	869,497	824,240
未払消費税等	74,053	126,666
未払法人税等	1,264,485	1,004,164
賞与引当金	293,651	327,914
流動負債計	4,162,578	4,388,674
固定負債		
退職給付引当金	1,137,766	1,310,821
固定負債計	1,137,766	1,310,821
負債合計	5,300,344	5,699,496
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計	15,994,137	17,202,602
株主資本計	26,623,121	27,831,586
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	82,556	110,498
評価・換算差額等計	82,556	110,498
純資産合計	26,705,677	27,942,085
負債・純資産合計	32,006,022	33,641,581

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 26 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	21,113,167	27,350,519
運用受託報酬	2,492,177	2,113,027
投資助言報酬	1,893,038	1,828,087
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	43,853	35,635
サービス支援手数料	-	234,885
その他	12,348	26,930
営業収益計	25,559,586	31,594,086
営業費用		
支払手数料	9,706,627	14,161,927
広告宣伝費	420,508	482,728
公告費	2,339	4,634
調査費		
調査費	579,477	537,254
委託調査費	1,556,961	2,115,042
営業雑経費		
通信費	31,515	34,433
印刷費	278,539	266,803
協会費	19,271	23,235
諸会費	12,955	11,346
情報機器関連費	2,005,507	2,066,205
販売促進費	13,183	27,670
その他	66,833	79,571
営業費用計	14,693,722	19,810,852

一般管理費		
給料		
役員報酬	155,835	155,867
給料・手当	4,192,414	4,342,937
賞与	719,290	983,434
賞与引当金繰入額	293,651	327,914
交際費	19,087	21,460
寄付金	23	31
事務委託費	195,150	220,738
旅費交通費	197,842	219,278
租税公課	86,095	87,674
不動産賃借料	714,209	677,468
退職給付費用	197,352	199,545
固定資産減価償却費	97,916	100,356
諸経費	280,916	250,817
一般管理費計	7,149,786	7,587,526
営業利益	3,716,077	4,195,707

営業外収益		
受取配当金	1,710	34,115
有価証券利息	4,645	3,603
受取利息	1 16,592	7,877
為替差益	-	4,753
時効成立分配金・償還金	3,492	3,076
原稿・講演料	3,255	3,485
還付加算金	37,708	1,645
雑収入	6,291	7,033
営業外収益計	73,696	65,590
営業外費用		
為替差損	5,113	-
時効成立後支払分配金・償還金	-	659
営業外費用計	5,113	659
経常利益	3,784,660	4,260,638
特別利益		
投資有価証券償還益	2,459	7
投資有価証券売却益	31,117	71,400
特別利益計	33,577	71,407
特別損失		
固定資産除却損	2 5,302	17,318
投資有価証券償還損	-	2,679
投資有価証券評価損	51,557	-
投資有価証券売却損	2,724	20,822
関係会社株式評価損	-	1,256
特別損失計	59,583	42,077
税引前当期純利益	3,758,653	4,289,968
法人税、住民税及び事業税	1,817,726	1,852,053
法人税等調整額	722,069	93,549
法人税等合計	1,095,656	1,758,503
当期純利益	2,662,997	2,531,465

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 26 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,356,655	14,172,932
当期変動額		

剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計		
前期末残高	14,177,860	15,994,137
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	15,994,137	17,202,602
株主資本合計		
前期末残高	24,806,844	26,623,121
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	26,623,121	27,831,586

評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
評価・換算差額合計		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
純資産合計		
前期末残高	24,801,038	26,705,677
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	1,904,639	1,236,407
当期末残高	26,705,677	27,942,085

重要な会計方針

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物(建 物附属設備を除く)については、定額法に によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の 支給見込額のうち当事業年度の負担額を 計上しております。	同左

(2) 退職給付引当金	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
-	資産除去債務に関する会計基準 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年 3 月31日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成22年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる損益の影響はありません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

第25期 (平成22年 3 月31日現在)	第26期 (平成23年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 172,855千円 器具備品 863,358千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 83千円 商標権 13,282千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 191,415千円 器具備品 774,482千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 95千円 商標権 15,226千円
2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,591,647千円 未収投資助言報酬 295,911千円 未払手数料 441,536千円	2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 11,201,422千円 未収投資助言報酬 293,061千円 未払手数料 469,104千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。

（損益計算書関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 5,916千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 3,867千円
2 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。	2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円 であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3 月31日	平成21年 7 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年 6 月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月25日

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年 6 月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日

（リース取引関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 667,234 <u>1年超 1,608,004</u> 合計 2,275,239	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 <u>1年超 958,593</u> 合計 1,631,293

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引

当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	-
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	-
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	-
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	85
その他有価証券	6,874,409	6,874,409	-
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	-
資産計	30,329,527	30,329,442	85
(1)未払金			
未払手数料	1,523,402	1,523,402	-
負債計	1,523,402	1,523,402	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

- (6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

- (1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	15,484,883	-	-	-
未収委託者報酬	3,405,895	-	-	-
未収運用受託報酬	456,672	-	-	-
未収投資助言報酬	426,716	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	2,289	679,475	-	-
合計	22,776,457	679,475	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしていません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

（有価証券関係）

第25期(平成22年3月31日現在)

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	85
小計	2,999,185	2,999,100	85
合計	2,999,185	2,999,100	85

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	92,963
小計	4,390,071	4,483,035	92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

第26期(平成23年3月31日現在)

1．満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3．その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

4,845,387	71,400	20,822
-----------	--------	--------

（デリバティブ取引関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																												
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td><u>1,137,766</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,137,766</u></td></tr> </table> 3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>154,625</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>14,583</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>12,466</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>15,677</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td><u>197,352</u></td></tr> </table> (注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	退職給付債務	<u>1,137,766</u>	退職給付引当金	<u>1,137,766</u>	勤務費用	154,625	利息費用	14,583	数理計算上の差異の費用処理額	12,466	その他	<u>15,677</u>	退職給付費用	<u>197,352</u>	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td><u>1,310,821</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,310,821</u></td></tr> </table> 3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>160,751</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>17,066</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>6,439</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>15,287</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td><u>199,545</u></td></tr> </table> (注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	退職給付債務	<u>1,310,821</u>	退職給付引当金	<u>1,310,821</u>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	<u>15,287</u>	退職給付費用	<u>199,545</u>
退職給付債務	<u>1,137,766</u>																												
退職給付引当金	<u>1,137,766</u>																												
勤務費用	154,625																												
利息費用	14,583																												
数理計算上の差異の費用処理額	12,466																												
その他	<u>15,677</u>																												
退職給付費用	<u>197,352</u>																												
退職給付債務	<u>1,310,821</u>																												
退職給付引当金	<u>1,310,821</u>																												
勤務費用	160,751																												
利息費用	17,066																												
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																												
その他	<u>15,287</u>																												
退職給付費用	<u>199,545</u>																												

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
退職給付見込額の期間配分方法	退職給付見込額の期間配分方法
勤務期間を基準とする方法	勤務期間を基準とする方法
割引率1.5%	割引率1.5%
過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の額の処理年数
1年（発生時において費用処理する方法）	1年（発生時において費用処理する方法）
数理計算上の差異の処理年数	数理計算上の差異の処理年数
1年（発生時において費用処理する方法）	1年（発生時において費用処理する方法）

（税効果会計関係）

第25期 (平成22年 3 月31日現在)	第26期 (平成23年 3 月31日現在)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 119,486	賞与引当金 133,428
未払社会保険料 12,746	未払社会保険料 14,807
未払事業税 100,639	未払事業税 83,126
未払事業所税 6,089	未払事業所税 6,378
その他 <u>5,807</u>	その他 <u>4,235</u>
繰延税金資産計 244,770	繰延税金資産計 241,975
評価性引当額 <u>-</u>	評価性引当額 <u>-</u>
繰延税金資産合計 <u>244,770</u>	繰延税金資産合計 <u>241,975</u>
繰延税金資産の純額 <u>244,770</u>	繰延税金資産の純額 <u>241,975</u>
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 462,957	退職給付引当金 533,373
ソフトウェア償却 111,245	ソフトウェア償却 141,119
投資有価証券評価損 73,440	投資有価証券評価損 71,023
特定外国子会社留保金額 213,896	特定外国子会社留保金額 247,489
その他 <u>8,735</u>	その他 <u>4,925</u>
繰延税金資産計 870,274	繰延税金資産計 997,931
評価性引当額 <u>289,785</u>	評価性引当額 <u>321,097</u>
繰延税金資産合計 580,489	繰延税金資産合計 676,833
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>55,668</u>	その他有価証券評価差額金 <u>70,383</u>
繰延税金負債合計 <u>55,668</u>	繰延税金負債合計 <u>70,383</u>
繰延税金資産の純額 <u>524,820</u>	繰延税金資産の純額 <u>606,449</u>

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.7 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。
評価性引当額の増減 11.6	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2	
住民税均等割等 0.1	
その他 0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1	

（資産除去債務関係）

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当事業年度より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成21年 3 月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年 3 月21日 企業会計基準委員会）を適用しております。

（関連当事者情報）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第25期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第26期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1株当たり純資産額 1,513,927円30銭 1株当たり当期純利益 150,963円55銭	1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
（１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額 26,705,677千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	（１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益 2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益 2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

（重要な後発事象）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

該当事項はありません。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,908,684
有価証券		3,999,550
前払費用		273,540
未収委託者報酬		3,692,782
未収運用受託報酬		419,703
未収投資助言報酬		408,845
未収収益		16,131
繰延税金資産		216,398
その他		698
流動資産合計		24,936,334
固定資産		
有形固定資産	1	404,703
無形固定資産		149,325
投資その他の資産		
投資有価証券		5,686,023
その他		1,633,657
投資その他の資産合計		7,319,680
固定資産合計		7,873,709
資産合計		32,810,044
負債の部		
流動負債		
預り金		46,972
未払金		2,205,225

未払費用			834,591
未払法人税等			756,091
前受収益			8,761
賞与引当金			320,687
その他	2		80,148
流動負債合計			4,252,478
固定負債			
退職給付引当金			1,396,073
固定負債合計			1,396,073
負債合計			5,648,551

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000
-----	-----------

資本剰余金

資本準備金	8,628,984
-------	-----------

資本剰余金合計	8,628,984
---------	-----------

利益剰余金

利益準備金	284,245
-------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	60,000
---------	--------

別途積立金	1,476,959
-------	-----------

繰越利益剰余金	15,201,075
---------	------------

利益剰余金合計	17,022,279
---------	------------

株主資本合計	27,651,263
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	489,771
--------------	---------

評価・換算差額等合計	489,771
------------	---------

純資産合計	27,161,492
-------	------------

負債純資産合計	32,810,044
---------	------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		13,337,108
運用受託報酬		991,578
投資助言報酬		879,806
その他の営業収益		107,846
営業収益計		15,316,340
営業費用		9,774,282
一般管理費	1	3,826,719
営業利益		1,715,338
営業外収益	2	32,554
経常利益		1,747,893
特別利益	3	111,902
特別損失		29,977
税引前中間純利益		1,829,819
法人税、住民税及び事業税		744,821
法人税等調整額		12,881
法人税等合計		757,702
中間純利益		1,072,117

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	15,381,398
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117

当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	15,201,075
利益剰余金合計	
当期首残高	17,202,602
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	17,022,279
株主資本合計	
当期首残高	27,831,586
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	27,651,263

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
評価・換算差額等合計	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
純資産合計	
当期首残高	27,942,085
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	780,592
当中間期末残高	27,161,492

重要な会計方針

第27期中間会計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券...償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

時価のあるもの...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの...移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	812,990千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額60,830千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1．減価償却実施額	
有形固定資産	66,377千円
無形固定資産	4,380千円
2．営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3,030千円

受取配当金	17,068千円
為替差益	6,222千円
3．特別利益のうち主要なもの	
受取和解金	108,451千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)					
1．発行済株式数に関する事項					
	当事業年度 期首株式数	当 中 間 会 計 期 間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2．配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（リース取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1．オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未經過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	672,143千円
1年超	621,833千円
合 計	1,293,976千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,908,684	15,908,684	-
(2) 未収委託者報酬	3,692,782	3,692,782	-
(3) 未収運用受託報酬	419,703	419,703	-
(4) 未収投資助言報酬	408,845	408,845	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,550	3,999,200	350
その他の有価証券	5,637,282	5,637,282	-
(6) 投資その他の資産			
長期差入保証金	680,723	680,723	-
資産計	30,747,572	30,747,222	350
(1) 未払金			
未払手数料	2,068,789	2,068,789	-
負債計	2,068,789	2,068,789	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬 及び（４）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（６）投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	234,921
合計	234,921
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、

「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,550	3,999,200	350
小計	3,999,550	3,999,200	350
合計	3,999,550	3,999,200	350

２．子会社株式及び関連会社株式

第27期中間会計期間

（平成23年 9 月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 投資信託等	96,513	90,990	5,523
小計	96,513	90,990	5,523
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	5,540,768	6,036,063	495,294
小計	5,540,768	6,036,063	495,294
合計	5,637,282	6,127,053	489,771

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は301千円です。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間

（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

（セグメント情報）

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,337,108	991,578	879,806	107,846	15,316,340

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（１株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	
１株当たり純資産額	1,539,767円16銭
１株当たり中間純利益	60,777円60銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	27,161,492千円
普通株式に係る純資産額	27,161,492千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,072,117千円
普通株式に係る中間純利益	1,072,117千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成23年6月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し4名以内とする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 東洋証券株式会社

（ロ）資本金の額 13,494百万円（平成23年9月末現在）

（ハ）事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成23年3月17日	有価証券報告書
平成23年9月16日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成 2 4 年 2 月 2 1 日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2002 - 12の平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2002 - 12の平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 2 月 22 日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2002 - 12の平成 21 年 12 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2002 - 12の平成 22 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。